

仕様書

1. 件名 令和8・9年度国立文楽劇場産業廃棄物の収集運搬・処分業務

2. 業務内容

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「委託者」という。）国立文楽劇場が排出する産業廃棄物の収集、処分施設への運搬並びに処分を行う。

受託者は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」をはじめとする関係法令・条例等に従い業務を行うこと。

3. 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

4. 発生場所 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
国立文楽劇場

5. 収集場所 国立文楽劇場構内 1階／地下1階ごみ集積所（別紙1-1、1-2参照）
※但し場所は変更する可能性がある。

6. 履行場所 受託者の処分施設の所在地

7. 産業廃棄物の種類等

（1）収集運搬・処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定排出量は次のとおりとする。

	産業廃棄物の種類	年間 予定排出量 (1年間分)	契約期間 予定排出量 (2年間分)
①	廃プラスチック類（弁当プラ等）※多少汚れの付着がある。	2,840 kg	5,680 kg
②	金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類等の混合廃棄物	2,150 kg	4,300 kg
③	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管等）	50 kg	100 kg

（2）受託者は、委託者により予め①②③に分別された廃棄物を収集する。

（3）受託者は、廃棄物を収集する際、ごみ集積所に設置している計量器により廃棄物の計量を行い、委託者に報告する。

（4）委託する廃棄物には特別管理産業廃棄物は含まない。

（5）委託する廃棄物には輸入廃棄物は含まない。

（6）上記の契約期間予定排出量は、3. 履行期間内の予定排出量であり、実際に排出する

産業廃棄物の数量を保証するものではない。

- (7) ①廃プラスチック類(弁当プラ等)の1回に収集する重量は、平均で25kg程度であり、最大でも250kgを超えない。

8. 受託者の要件

前項に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。

受託者は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付し、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証の写しを提出することとする。

9. 収集運搬のスケジュール

(1) 頻度

① 廃プラスチック類(弁当プラ等)

- ・ 4月～9月 毎週3回

(ただし、排出状況に応じて週1～3回の間で変更する場合がある。)

- ・ 10月～3月 毎週1回

② 金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類等の混合廃棄物

年間約3回

③ 水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光管等)

年間約1回

(2) 実施日時

- ① 収集の時間は原則として午前10時から午後5時までとする。
- ② 7月1日及び12月29日から1月2日までの期間は、休館日のため除外日とする。
- ③ 詳細な日程については、委託者と協議の上で決定する。
- ④ 受託者は、施設の定期点検等により産業廃棄物の収集運搬又は処分を行うことができない期間について、日程等が決定し次第委託者に通知し、この間の産業廃棄物の取り扱いについて協議する。

10. 業務完了報告書の作成

受託者は、本業務が終了した後、業務完了報告書を作成し、委託者に提出することとする。このとき、①廃プラスチック類は月ごとに、②金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類等の混合廃棄物及び③水銀使用製品産業廃棄物は、業務終了後直ちに作成するものとする。

委託者は提出された業務完了報告書を基に、業務が適正に行われたか否か検査する。

11. 報酬の支払い

受託者は、前項で定める業務完了報告書による検査完了後、請求書を作成し、委託者に提出する。委託者は請求書に基づき代金を支払う。

12. 使用車両について

産業廃棄物収集のために国立文楽劇場の集積場所に進入する車両については、高さ2 mを超えるものは進入できない。

13. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェストは業務委託料に含み、受託者が委託者に必要量提供する。なお、電子マニフェストの使用を希望する場合は、予め委託者と協議すること。

14. 再委託の禁止

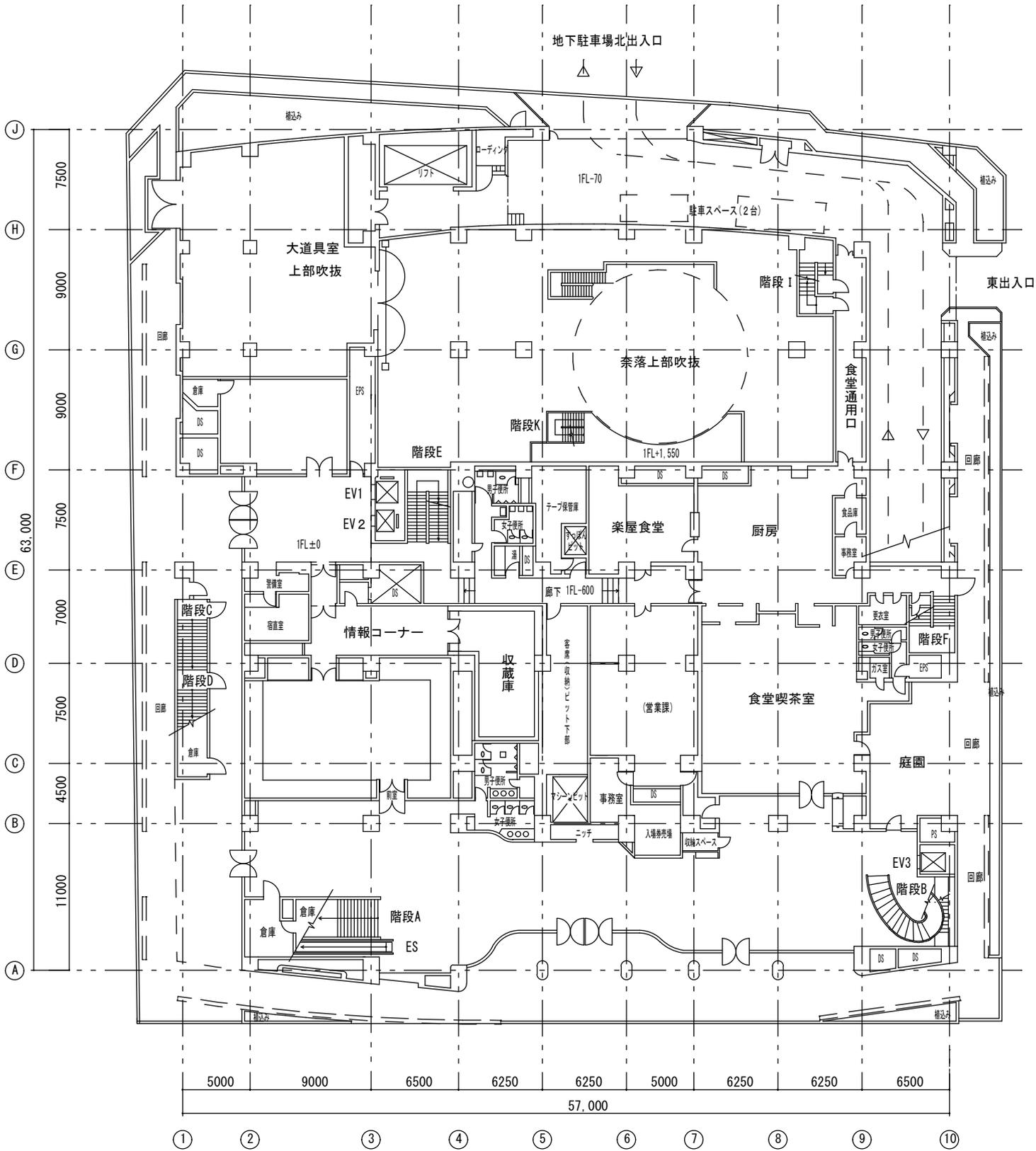
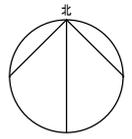
受託者は、法令に定める基準に従い委託者から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

15. 秘密保持

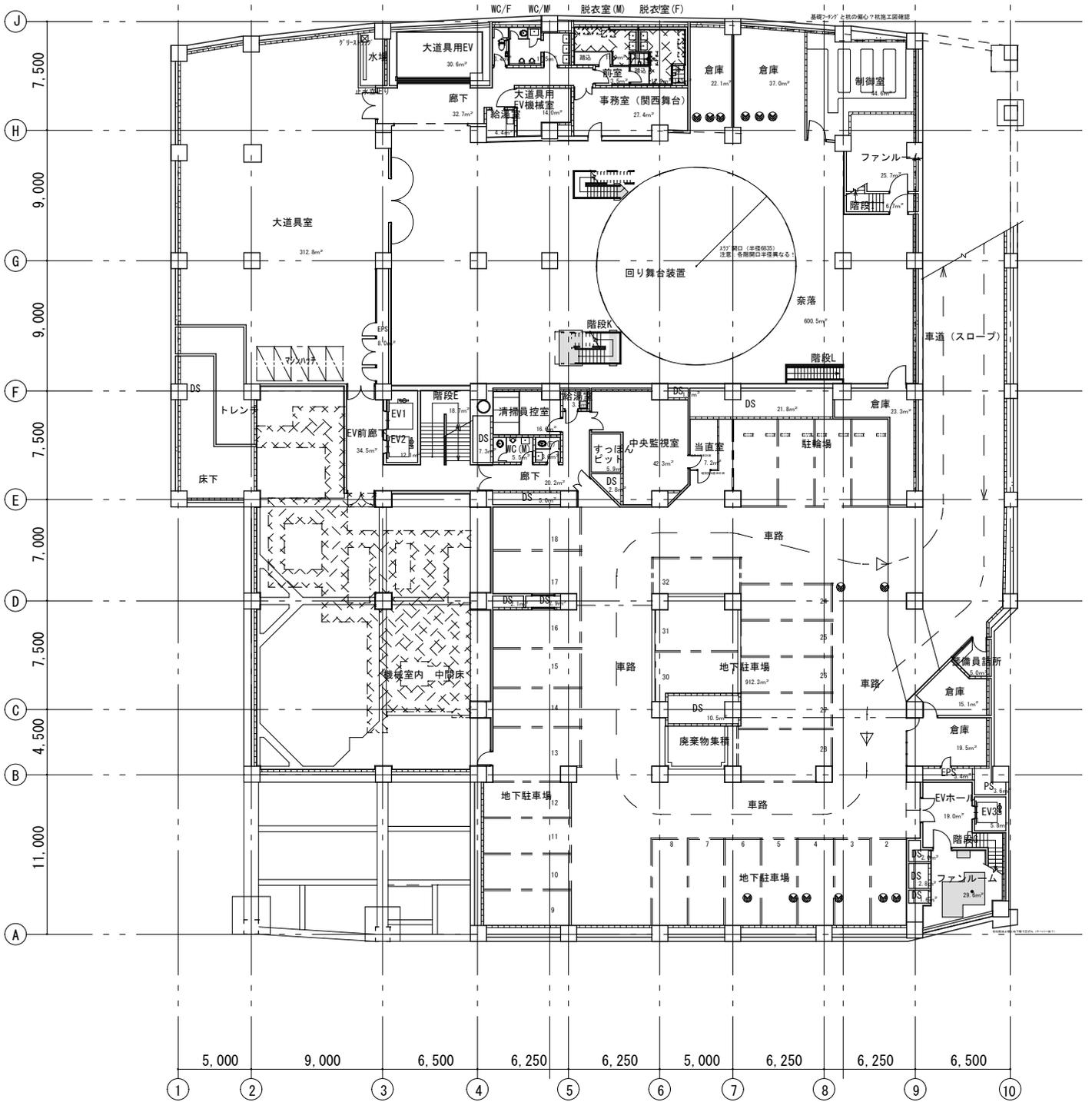
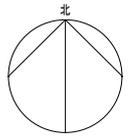
受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

16. 相談対応

- (1) 契約業務外の廃棄物処理が生じた場合や、廃棄物処理に関する各種手続き、その他廃棄物処理に関して、委託者から相談があった場合は、適切な助言を行うこと。
- (2) 廃棄物処理の業界及び法制等に関する最新の動向について、適宜、委託者に情報を提供すること。



国立文楽劇場 1階平面図 縮尺 (A-4) 1/400



地下1階平面図 縮尺 (A3) ≒ 1/286 (A4) 1/400